公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十一年十二月二十四日

九州経済産業局長　橘高　公久

一　件名　飯塚ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年二月三日　午後二時から

三　場所　飯塚市　立岩公民館（福岡県飯塚市新飯塚二十番地三十号）

四　事案の要旨

1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴い総原価を見直した結果、現行ガス料金を平均六・四三％引き上げるほか、その他供給条件の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）並びに飯塚ガス株式会社（福岡県飯塚市横田六七七番地二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載したて、平成二十二年一月二十日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「飯塚ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年一月二十日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

九州経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

飯塚ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公告

諸事項

証票無効

○　徴収職員証票、国税収納官吏章、歳入歳出外現金出納官吏章
平成21年７月28日交付　第128号
柳井税務署　財務事務官　藤川　裕恵　名義分
平成21年11月17日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成21年12月24日　国税庁

○　所得税、消費税、地方消費税（譲渡割）及び印紙税に関する質問検査章
平成18年７月21日交付　第683号
柳井税務署　財務事務官　藤川　裕恵　名義分
平成21年11月17日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成21年12月24日　国税庁

指定調査機関失効公告

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第13条第１項に規定する指定調査機関がその指定に係る業務を廃止したことに伴い、同法第18条の規定に基づき、その指定が効力を失ったことを確認したので、公告する。
平成21年12月24日　関東地方環境事務所

氏名又は名称	住所
大和試錐工業株式会社	東京都目黒区下目黒４丁目６番12号

指定調査機関失効公告

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第13条第１項に規定する指定調査機関がその指定に係る業務を廃止したことに伴い、同法第18条の規定に基づき、その指定が効力を失ったことを確認したので、公告する。
平成21年12月24日
中国四国地方環境事務所

氏名又は名称	住所
大成技建株式会社	愛媛県松山市井門町459―４

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第７０６２号
千葉県船橋市栄町２丁目４番９号
申立人　清水港飼料関東販売株式会社
本籍福島県双葉郡浪江町大字苅宿字原下53番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福島県南相馬市、死亡年月日平成19年10月４日、出生の場所福島県双葉郡苅野村、出生年月日昭和30年１月28日、職業養豚業
被相続人　亡　吉田　幸夫
事務所福島県いわき市中央台飯野４丁目２番地の４いわきニュータンセンタービル１階
相続財産管理人　三浦　一彦
福島家庭裁判所いわき支部

平成２１年（家）第２３５号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍栃木県宇都宮市宮の内４丁目207番地２、最後の住所栃木県真岡市長田2500番地12、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日平成20年９月25日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和27年２月10日、職業会社員
被相続人　亡　瀧田　幸惠
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3164番地２、事務所栃木県芳賀郡市貝町大字上根670番地１
相続財産管理人　司法書士　小林　久人
宇都宮家庭裁判所真岡支部

平成２１年（家）第７１０４０号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都大田区下丸子２丁目28番、最後の住所東京都大田区下丸子２丁目28番16―603号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成16年11月26日、出生の場所中国台湾省台北市、出生年月日昭和38年９月25日、職業不詳
被相続人　亡　駒居　宏一
事務所東京都千代田区内幸町１丁目２番２号日比谷ダイビル６階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　高志
東京家庭裁判所